

## FAQ

**Q1 事業の「着手」とは、具体的に何を指しますか。**

**A1** 契約書を締結する、又は発注することを指します。

県は、交付申請書の内容審査及び現地調査に基づき、事業が適当と認めるときは、交付決定通知書を申請者に交付します。

申請者はこの通知を受け取った後に、契約書を締結し、発注することとなります。

詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

**Q2 中小企業者に該当するか否かを判断する場合の従業員基準に示された「常時使用する従業員」に、パート労働者、契約社員及び派遣社員は含まれますか。**

**A2** 労働基準法第 20 条の「予め解雇の予告を必要とする者」は従業員として扱います。このため、正社員に準じた労働形態である場合は、従業員に含まれます。

**Q3 照明設備を入れ替えた場合、温室効果ガス排出量の年間削減量はどれくらいですか。**

**3** 年間 3,000 時間程度点灯している事務所の蛍光灯 (FLR40 形) 300 台程度を、同等の照度を確保できる LED 照明に入れ替えた場合の年間削減量は約 10 トンです。

なお、この削減量は、一定の想定のもので試算したものであり、入れ替え前後の機種等により削減量は異なりますので、あくまで目安としてください。

**Q4 空調設備を入れ替えた場合、温室効果ガス排出量の年間削減量はどれくらいですか。**

**A4** 250 m<sup>2</sup> の店舗において、冷暖房合わせて年間 2,900 時間程度運転する空調 (5 馬力・4 方向パッケージエアコン・4 台 程度) を入れ替えた場合の年間削減量は約 6.6 トンです。

150 m<sup>2</sup> の店舗において、冷暖房合わせて年間 2,900 時間程度運転する空調 (3 馬力・4 方向パッケージエアコン・4 台 程度) を入れ替えた場合の年間削減量は約 3.7 トンです。

なお、この削減量は、一定の想定のもので試算したものであり、冷房及び暖房のそれぞれの運転時間、設定温度、入れ替え前後の機種等により削減量は異なりますので、あくまで目安としてください。

**Q5 温室効果ガス排出量の年間削減量 10 トンは、2 種類の設備を組み合わせて削減してもよいのでしょうか。**

**A5** ボイラーと照明設備、空調設備と照明設備など、異なる設備を組み合わせて入れ替えることにより、年間削減量 10 トンの要件を満たすことも可能です。

ただし、その場合の補助の上限額も 100 万円です。

**Q6 「補助金交付申請書は先着順に受け付け、申請が予算を超過した場合は超過した日をもって受付を終了する」とありますが、予算を超過した日に提出された申請書はすべて受け付けるのですか。**

**A6** 予算を超過した日に提出された申請書は、内容を審査の上、予算の範囲内で温室効果ガス削減量の多い順から受け付けることとなります。

Q7 この補助金の交付を受けて更新した設備には、「エネルギー使用量が計測できる機器を備えていること」とありますが、照明設備を更新する場合は、個々の照明器具に計測機器を設置するのは困難と思われます。このような場合は、カタログなどの値から計算することで代えることはできますか。

A7 更新後の設備等は「エネルギー使用量を計測できる機器を備えていること」が必要です。物理的な理由等により個々の器具全てに計測機器が設置できない場合は、実効性のある計測手段を書面により提示してください。提示された計測手段が実測と同等であると判断できる場合は、個々の器具への計測機器の設置に代えることができます。